

2024年7月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ イ ミ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 小 川 嶺
(コード番号: 215A 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 八 木 智 昭
TEL. 03-6822-3013

**売出価格、国内外の売出株式数及び
オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ**

当社普通株式の売出価格、国内市場及び海外市場における売出株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定されましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 売出価格 1株につき金1,450円
2. 売出株式数 引受人の買取引受による国内売出し 4,499,200株
海外売出し 27,811,600株
3. 価格決定の理由等
売出価格の決定に当たりましては、1,350円以上1,450円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、売出株式総数32,310,800株（国内売出株式数4,499,200株及び海外売出株式数27,811,600株）及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限4,771,400株（以下、総称して「売出株式数」という。）を目的に需要の申告を受け付けました。その結果、
①申告された総需要株式数が、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。
が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき1,450円と決定いたしました。
なお、引受価額は1株につき1,363.96円と決定いたしました。
また、国内外の売出株式数の内訳につきましては、上記ブックビルディングの状況等を勘案し、引受人の買取引受による国内売出し4,499,200株、海外売出し27,811,600株と決定されました。
4. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 4,771,400株
5. 上場時資本金の額 107百万円
(新株予約権の権利行使により増加する可能性がある)
6. 申込期間（国内） 2024年7月19日（金曜日）から
2024年7月24日（水曜日）まで
7. 株式受渡期日 2024年7月26日（金曜日）
8. 当社指定販売先への売付け（親引け）
当社が、引受人に対して売付けることを要請した指定販売先（親引け予定先）の概況等については以下のとおりであります。
(1) 親引け予定先の状況等
① 親引け予定先の概要 東京都港区東新橋1丁目5-2
タイミー従業員持株会
(理事長 戸村 裕輔)
② 親引けしようとする 当社普通株式 407,900株

- 株 券 等 の 数
- (2) 販売条件に関する事項
 - (3) 親引け後の大株主の状況

販売価格は、上記1.の売出価格となります。
引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しを勘案した親引け実施後のタイミー従業員持株会の所有株式数は899,900株(株式(自己株式を除く。))の総数(潜在株式含む)の0.82%となります。

ご 参 考

1. 株式売出しの概要

(1) 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 32,310,800株
(引受人の買取引受による国内売出し 4,499,200株、海外売
出し 27,811,600株)

オーバーアロットメントによる売出し 4,771,400株

(2) 申 込 期 間 2024年7月19日(金曜日)から
(国 内) 2024年7月24日(水曜日)まで

(3) 株 式 受 渡 期 日 2024年7月26日(金曜日)

2. ロックアップについて

上記1.の引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社サイバーエージェント、売出人であるCA Startups Internet Fund 2号 投資事業有限責任組合、コロプラネクスト3号ファンド投資事業組合及び他1社、当社株主であるKeyrock Capital Master Fund,Ltd、JEC2 Limited、Woodline Master Fund LP、Kadensa Master Fund、Seiga Japan Fund、タイミー従業員持株会、渡辺雅之、Seiga Japan Long Opportunities Fund、八木智昭及び他1名並びに上記に含まれない当社の新株予約権者である108名は、大和証券株式会社及びMorgan Stanley & Co. International plc(以下、「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)に対し、元引受契約締結日から上場日(2024年7月26日。当日を含む。)後180日目の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(A)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式(但し、JEC2 Limited、Woodline Master Fund LP、Kadensa Master Fund、Seiga Japan Fund及びSeiga Japan Long Opportunities Fundについては、当該株主が元引受契約締結日時点で保有する当社普通株式に限る。)の売却等(但し、本件売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシュエーションオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

売出人である小川嶺、西山知義、THE FUND投資事業有限責任組合、株式会社NEXYZ.Group、株式会社MSERRNT、貫啓二、須田将啓、株式会社WDI及び他4名、当社株主かつ新株予約権者である株式会社Recolle、当社株主である伊藤忠商事株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(2024年7月26日。当日を含む。)後360日目の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(B)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、本件売出し等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社株主である勝部孝史は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(2024年7月26日。当日を含む。)の2年後の日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の1年後の日から株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の2年後の日の前日までの期間(以下、「ロックアップ期間(C)」という。)において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日(2024年7月26日)の午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数の2分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社株主である株式会社KIDS HOLDINGS、AIAIグループ株式会社、SBSホールディングス株式会社及びその他2社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(2024年7月26日。当日を含む。)の3年後の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(D)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、本件売出し、(a)株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の1年後の日から株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の2年後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日(2024年7月26日)の午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数(以下、「本件保有株式数(A)」という。)の3分の1を上限

として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡、(b) 株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の2年後の日から株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の3年後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(A)の3分の2を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(但し、上記(a)に則ってロックアップ期間(D)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、当該規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えず、かつ、上記(a)及び(b)に則ってロックアップ期間(D)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(A)の3分の2を超えない場合に限る。)等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社株主であるその他2社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(2024年7月26日。当日を含む。)の3年後の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(E)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、本件売出し、(a) 株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の1年後の日から株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の3年後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日(2024年7月26日)の午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数(以下、「本件保有株式数(B)」という。)の3分の2を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡を除く。)を行わない旨を合意しております。

売出人かつ貸株人である株式会社MIXIは、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(2024年7月26日。当日を含む。)の6年後の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(F)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、本件売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること、(イ) 株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の17か月後の日から株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の24か月後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が特約付貸借契約で定義する返還日の翌日午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数(以下、「本件保有株式数(C)」という。)の10分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡、(ロ) 株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の24か月後の日から株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の36か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(C)の5分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(但し、上記(イ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の10分の1を超えない場合に限る。)、かつ、上記(イ)及び(ロ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の5分の1を超えない場合に限る。)、

(ハ) 株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の36か月後の日から株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の48か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(C)の5分の2を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(但し、上記(イ)及び(ロ)の各規定に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限る。)、かつ、上記(イ)ないし(ハ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の5分の2を超えない場合に限る。)、(ニ) 株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の48か月後の日から株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の60か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(C)の5分の3を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(但し、上記(イ)ないし(ハ)の各規定に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限る。)、かつ、上記(イ)ないし(ニ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の5分の3を超えない場合に限る。))及び(ホ) 株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の60か月後の日から株式受渡期日(2024年7月26日。当日を含む。)の72か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(C)の5分の4を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(但し、上記(イ)ないし(ニ)の各規定に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限る。)、かつ、上記(イ)ないし(ホ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株

式の総数が本件保有株式数（C）の5分の4を超えない場合に限る。）等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間（A）中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、株式分割、株式無償割当て、譲渡制限付株式報酬制度（譲渡制限がロックアップ期間（A）中に解除されないものに限る。）の導入に関する発表並びにストック・オプションの発行及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の発行（但し、ロックアップ期間（A）中にストック・オプションの行使及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の譲渡制限の解除がなされないものであり、かつ、ロックアップ期間（A）中に発行されるストック・オプションの目的となる当社普通株式及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の合計数が当社の発行済株式総数の1%を超えないものに限る。）等を除く。）を行わない旨合意しております。

さらに、当社株主及び親引け先であるタイミー従業員持株会は、ロックアップ期間（A）中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び上記1. の引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得する当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

ロックアップ期間（A）、ロックアップ期間（B）、ロックアップ期間（C）、ロックアップ期間（D）、ロックアップ期間（E）及びロックアップ期間（F）終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間（A）、ロックアップ期間（B）、ロックアップ期間（C）、ロックアップ期間（D）、ロックアップ期間（E）及びロックアップ期間（F）中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：本資料は当社株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2024年6月21日及び2024年7月9日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。